

令和 5 年 3 月 27 日

令和 4 年度栃木県議会
第 392 回臨時会議議案(1)

令和4年度栃木県議会 第392回臨時会議議案（1）目次

第1号議案	令和4年度栃木県一般会計補正予算（第11号）	3
第2号議案	栃木県県税条例の一部改正について	14

第1号議案

令和4年度栃木県一般会計補正予算（第11号）

令和4年度栃木県の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,517,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,070,233,300千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和5年3月27日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		146,289,914	△ 1,465,713	144,824,201
	1 地方交付税	146,289,914	△ 1,465,713	144,824,201
6 交通安全対策特別交付金		600,000	△ 139,198	460,802
	1 交通安全対策特別交付金	600,000	△ 139,198	460,802
9 国庫支出金		204,329,366	△ 2,190,089	202,139,277
	1 国庫負担金	42,963,510	11,000	42,974,510
	2 国庫補助金	159,477,452	△ 2,084,089	157,393,363
	3 委託金	1,888,404	△ 117,000	1,771,404
12 繰入金		19,736,168	△ 431,000	19,305,168
	2 基金繰入金	19,558,661	△ 431,000	19,127,661
15 県債		87,308,000	△ 2,291,000	85,017,000
	1 県債	87,308,000	△ 2,291,000	85,017,000
歳入合計		1,076,750,300	△ 6,517,000	1,070,233,300

歳 出 (単位千円)				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,441,323	△ 147,000	1,294,323
	1 議 会 費	1,441,323	△ 147,000	1,294,323
2 総 務 費		62,008,939	204,000	62,212,939
	1 総 務 管 理 費	32,292,947	950,000	33,242,947
	2 企 画 費	6,119,293	△ 55,000	6,064,293
	3 徴 税 費	9,163,991	△ 438,000	8,725,991
	4 市 町 村 振 興 費	1,726,502	△ 1,000	1,725,502
	5 選 挙 費	1,203,617	△ 117,000	1,086,617
	6 防 災 費	1,141,644	△ 2,000	1,139,644
	10 国体・障害者スポーツ大会費	9,694,453	△ 133,000	9,561,453
3 民 生 費		115,241,015	△ 2,509,000	112,732,015
	1 社 会 福 祉 費	68,651,657	△ 78,000	68,573,657
	2 児 童 福 祉 費	40,106,407	△ 2,308,000	37,798,407
	3 生 活 保 護 費	4,194,203	△ 120,000	4,074,203

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 県民生活費	2,254,159	△ 3,000	2,251,159
4 衛生費		128,322,680	△ 933,000	127,389,680
	1 公衆衛生費	60,626,121	△ 628,000	59,998,121
	2 環境衛生費	1,829,721	△ 26,000	1,803,721
	4 医薬費	56,709,160	△ 229,000	56,480,160
	5 病院費	4,192,786	△ 17,000	4,175,786
	6 環境対策費	2,751,777	△ 33,000	2,718,777
5 労働費		1,738,175	△ 4,000	1,734,175
	4 労働委員会費	103,607	△ 4,000	99,607
6 農林水産業費		41,885,253	△ 367,000	41,518,253
	1 農業費	12,046,796	△ 179,000	11,867,796
	2 畜産業費	5,018,168	△ 7,000	5,011,168
	3 農地費	13,130,865	△ 91,000	13,039,865
	4 林業費	10,938,464	△ 90,000	10,848,464
7 商工費		199,127,916	△ 861,000	198,266,916

	1 商 工 費	180,337,258	△ 854,000	179,483,258
	2 観 光 費	18,790,658	△ 7,000	18,783,658
8 土 木 費		103,100,587	△ 40,000	103,060,587
	1 土 木 管 理 費	4,677,090	△ 20,000	4,657,090
	2 道 路 橋 り よ う 費	57,190,841	△ 2,000	57,188,841
	5 住 宅 費	2,031,476	△ 18,000	2,013,476
9 警 察 費		44,515,166	△ 76,000	44,439,166
	1 警 察 管 理 費	43,187,657	△ 76,000	43,111,657
10 教 育 費		180,117,163	△ 1,109,000	179,008,163
	1 教 育 総 務 費	23,758,414	△ 482,000	23,276,414
	2 小 学 校 費	60,734,352	△ 209,000	60,525,352
	3 中 学 校 費	36,240,745	△ 46,000	36,194,745
	4 高 等 学 校 費	37,833,557	△ 171,000	37,662,557
	5 特 別 支 援 学 校 費	15,396,060	△ 72,000	15,324,060
	6 社 会 教 育 費	1,454,972	△ 60,000	1,394,972
	7 保 健 体 育 費	4,699,063	△ 69,000	4,630,063

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		715,977	△ 149,000	566,977
	1 農林水産施設災害復旧費	195,791	△ 115,000	80,791
	2 土木施設災害復旧費	518,870	△ 34,000	484,870
12 公債費		95,693,956	△ 104,000	95,589,956
	1 公債費	95,693,956	△ 104,000	95,589,956
14 予備費		1,000,000	△ 422,000	578,000
	1 予備費	1,000,000	△ 422,000	578,000
歳出合計		1,076,750,300	△ 6,517,000	1,070,233,300

第2表 地方債補正

変更

(単位千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	
庁舎等施設整備費	6,816,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	6,604,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	
地域鉄道対策事業費	44,000	同	上	同	上	同	上	同	上
防災行政ネットワーク整備費	19,000	同	上	同	上	同	上	同	上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設整備費	228,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	135,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
県営最終処分場関連整備費	18,000	同上	同上	同上	15,000	同上	同上	同上
土地改良事業費	2,450,000	同上	同上	同上	2,236,000	同上	同上	同上
林道事業費	57,000	同上	同上	同上	53,000	同上	同上	同上
治山事業費	939,000	同上	同上	同上	884,000	同上	同上	同上
県単林道事業費	18,000	同上	同上	同上	16,000	同上	同上	同上

起債の目的	補 正 前				補 正 後					
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法		
県単治山事業費	111,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	60,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。		
自然公園等施設整備費	190,000	同	上	同	上	189,000	同	上	同	上
国庫補助道路事業費	16,406,000	同	上	同	上	16,279,000	同	上	同	上
国庫補助河川改良費	6,904,000	同	上	同	上	6,711,000	同	上	同	上
国庫補助砂防費	1,610,000	同	上	同	上	1,532,000	同	上	同	上
国庫補助街路事業費	2,850,000	同	上	同	上	2,698,000	同	上	同	上

起債の目的	補 正 前				補 正 後					
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法		
公園緑地整備費	466,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	442,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。		
県営住宅建設事業費	468,000	同	上	同	上	463,000	同	上	同	上
直轄道路事業負担金	1,953,000	同	上	同	上	1,952,000	同	上	同	上
直轄河川事業負担金	2,209,000	同	上	同	上	2,194,000	同	上	同	上
地方道路等整備事業費	8,638,000	同	上	同	上	7,947,000	同	上	同	上
河川等整備事業費	6,012,000	同	上	同	上	5,965,000	同	上	同	上
自然災害防止事業費	25,000	同	上	同	上	38,000	同	上	同	上

起債の目的	補 正 前				補 正 後					
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法		
地域活性化事業費	630,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	653,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。		
市町村合併推進事業費	134,000	同	上	同	上	139,000	同	上	同	上
交通安全施設整備費	442,000	同	上	同	上	259,000	同	上	同	上
学校施設整備費	5,466,000	同	上	同	上	5,288,000	同	上	同	上
農林水産施設災害復旧費	22,000	同	上	同	上	23,000	同	上	同	上

第2号議案

栃木県県税条例の一部改正について

栃木県県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月27日 提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

栃木県県税条例の一部を改正する条例

栃木県県税条例（平成17年栃木県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 （不動産取得税の徴収猶予の申告） 第26条 第83条の規定は、<u>法附則第11条の4第3項及び第5項</u> （不動産取得税の減額等）に規定する徴収猶予の申告について準用する。</p> <p>（自動車税の環境性能割の税率の特例） 第27条の2 略</p> <p>（自動車税の種別割の税率の特例） 第28条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車（法第149条第1項第2号（環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税）に規定する天然ガス自動車をいう。次条第2項において同じ。））、メタノール自動車（法附則第12条の3第1項（自動車税の種別割の税率の特例）に規定するメタノール自動車をいう。次条</p>	<p>附 則 （不動産取得税の徴収猶予の申告） 第26条 第83条の規定は、<u>法附則第11条の4第2項、第5項及び第7項</u> （不動産取得税の減額等）に規定する徴収猶予の申告について準用する。</p> <p>（自動車税の環境性能割の税率の特例） 第27条の2 略 <u>2 自家用の乗用車に対する第105条の3第2項及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。</u></p> <p>（自動車税の種別割の税率の特例） 第28条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車（法第149条第1項第2号（環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税）に規定する天然ガス自動車をいう。次条第2項において同じ。））、メタノール自動車（法附則第12条の3第1項（自動車税の種別割の税率の特例）に規定するメタノール自動車をいう。次条</p>

第2項において同じ。) 、混合メタノール自動車(法附則第12条の3第1項に規定する混合メタノール自動車をいう。次条第2項において同じ。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。)並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。同条第1項において同じ。) 、第106条第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス、同項第5号アに規定するキャンピング車(次条第1項において「キャンピング車」という。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第106条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成25年3月31日までに最初の第103条の2第3項に規定する新規登録(以下この条及び次条第1項において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成27年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

略

第2項において同じ。) 、混合メタノール自動車(法附則第12条の3第1項に規定する混合メタノール自動車をいう。次条第2項において同じ。)及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。次条第2項において同じ。)並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車であるものを除く。以下この条及び次条第1項第1号において同じ。) 、第106条第1項第3号ア(ア)に規定する一般乗合用バス、同項第5号アに規定するキャンピング車(第4項及び次条第1項第2号において「キャンピング車」という。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第106条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車又は同項第5号に規定する石油ガス自動車で平成22年3月31日までに最初の第103条の2第3項に規定する新規登録(以下この条及び次条第1項において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

略

2 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車に対する第106条の規定の適用については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円
	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円

	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第1項第1号イ	25,000円	6,500円
	30,500円	8,000円
	36,000円	9,000円
	43,500円	11,000円
	50,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	75,500円	19,000円
	87,000円	22,000円
	110,000円	27,500円
第1項第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第1項第2号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円
	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円

第1項第2号ウ(ア)	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
第1項第2号ウ(イ)	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第1項第3号ア(ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第1項第3号ア(イ)	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第1項第3号イ	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第1項第4号	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第1項第5号ア	20,000円	5,000円
	24,400円	6,500円
	28,800円	7,500円
	34,800円	9,000円
	40,000円	10,000円

	45,600円	11,500円
	52,400円	13,500円
	60,400円	15,500円
	69,600円	17,500円
	88,000円	22,000円
第1項第5号イ(ア)	9,000円	2,500円
	18,500円	5,000円
第1項第5号イ(イ)	11,500円	3,000円
	25,500円	6,500円
第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

3 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第106条の規定の適用については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円
	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円

第1項第1号イ	25,000円	12,500円
	30,500円	15,500円
	36,000円	18,000円
	43,500円	22,000円
	50,000円	25,000円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	75,500円	38,000円
	87,000円	43,500円
	110,000円	55,000円
第1項第2号ア	6,500円	3,500円
	9,000円	4,500円
	12,000円	6,000円
	15,000円	7,500円
	18,500円	9,500円
	22,000円	11,000円
	25,500円	13,000円
	29,500円	15,000円
	4,700円	2,400円
第1項第2号イ	8,000円	4,000円
	11,500円	6,000円
	16,000円	8,000円
	20,500円	10,500円
	25,500円	13,000円
	30,000円	15,000円
	35,000円	17,500円
	40,500円	20,500円
	6,300円	3,200円
第1項第2号ウ(ア)	7,500円	4,000円
	15,100円	8,000円
第1項第2号ウ(イ)	10,200円	5,500円
	20,600円	10,500円

第1項第3号ア(ア)	12,000円	6,000円
	14,500円	7,500円
	17,500円	9,000円
	20,000円	10,000円
	22,500円	11,500円
	25,500円	13,000円
	29,000円	14,500円
	第1項第3号ア(イ)	26,500円
32,000円		16,000円
38,000円		19,000円
44,000円		22,000円
50,500円		25,500円
57,000円		28,500円
64,000円		32,000円
第1項第3号イ	33,000円	16,500円
	41,000円	20,500円
	49,000円	24,500円
	57,000円	28,500円
	65,500円	33,000円
	74,000円	37,000円
	83,000円	41,500円
第1項第4号	4,500円	2,500円
	6,000円	3,000円
第1項第5号ア	20,000円	10,000円
	24,400円	12,500円
	28,800円	14,500円
	34,800円	17,500円
	40,000円	20,000円
	45,600円	23,000円
	52,400円	26,500円
	60,400円	30,500円
	69,600円	35,000円

	88,000円	44,000円
第1項第5号イ(ア)	9,000円	4,500円
	18,500円	9,500円
第1項第5号イ(イ)	11,500円	6,000円
	25,500円	13,000円
第2項第1号	3,700円	1,800円
	4,700円	2,300円
	6,300円	3,200円
第2項第2号	5,200円	2,600円
	6,300円	3,200円
	8,000円	4,000円

2 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車
 に対する第106条の規定の適用については

、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項第1号ア	7,500円	2,000円
	8,500円	2,500円
	9,500円	2,500円
	13,800円	3,500円

4 法附則第12条の3第2項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち、自家用の乗用車及びキャンピング車（以下この条及び次条において「自家用乗用車等」という。）に対する第106条第1項の規定の適用については、当該自家用乗用車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

5 法附則第12条の3第5項各号に掲げる自動車（自家用乗用車等を除く。）に対する第106条の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	15,700円	4,000円
	17,900円	4,500円
	20,500円	5,500円
	23,600円	6,000円
	27,200円	7,000円
	40,700円	10,500円
第1項第1号イ	25,000円	6,500円
	30,500円	8,000円
	36,000円	9,000円
	43,500円	11,000円
	50,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	75,500円	19,000円
	87,000円	22,000円
	110,000円	27,500円
第1項第2号ア	6,500円	2,000円
	9,000円	2,500円
	12,000円	3,000円
	15,000円	4,000円
	18,500円	5,000円
	22,000円	5,500円
	25,500円	6,500円
	29,500円	7,500円
	4,700円	1,200円
第1項第2号イ	8,000円	2,000円
	11,500円	3,000円
	16,000円	4,000円
	20,500円	5,500円
	25,500円	6,500円
	30,000円	7,500円
	35,000円	9,000円

	40,500円	10,500円
	6,300円	1,600円
第1項第2号ウ(ア)	7,500円	2,000円
	15,100円	4,000円
第1項第2号ウ(イ)	10,200円	3,000円
	20,600円	5,500円
第1項第3号ア(ア)	12,000円	3,000円
	14,500円	4,000円
	17,500円	4,500円
	20,000円	5,000円
	22,500円	6,000円
	25,500円	6,500円
	29,000円	7,500円
第1項第3号ア(イ)	26,500円	7,000円
	32,000円	8,000円
	38,000円	9,500円
	44,000円	11,000円
	50,500円	13,000円
	57,000円	14,500円
	64,000円	16,000円
第1項第3号イ	33,000円	8,500円
	41,000円	10,500円
	49,000円	12,500円
	57,000円	14,500円
	65,500円	16,500円
	74,000円	18,500円
	83,000円	21,000円
第1項第4号	4,500円	1,500円
	6,000円	1,500円
第1項第5号ア	20,000円	5,000円
	24,400円	6,500円
	28,800円	7,500円

	34,800円	9,000円
	40,000円	10,000円
	45,600円	11,500円
	52,400円	13,500円
	60,400円	15,500円
	69,600円	17,500円
	88,000円	22,000円
第1項第5号イ(ア)	9,000円	2,500円
	18,500円	5,000円
第1項第5号イ(イ)	11,500円	3,000円
	25,500円	6,500円
第2項第1号	3,700円	1,000円
	4,700円	1,200円
	6,300円	1,600円
第2項第2号	5,200円	1,300円
	6,300円	1,600円
	8,000円	2,000円

3 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第106条第1項第1号ア及び第4号アの規定の適用については

_____、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号ア	7,500円	4,000円
	8,500円	4,500円
	9,500円	5,000円
	13,800円	7,000円
	15,700円	8,000円
	17,900円	9,000円

6 法附則第12条の3第6項各号に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第106条第1項_____の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分_____の自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

	20,500円	10,500円
	23,600円	12,000円
	27,200円	14,000円
	40,700円	20,500円
第4号ア	4,500円	2,500円

第28条の2 栃木県県税条例等の一部を改正する条例（平成31年栃木県条例第19号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車及びキャンピング車（以下この条において「自家用乗用車等」という。）であって栃木県県税条例等の一部を改正する条例（平成28年栃木県条例第48号）第1条の規定による改正前の栃木県県税条例（以下この項において「平成28年改正前の栃木県県税条例」という。）第103条第1項の規定により平成28年改正前の栃木県県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であって、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法第146条（自動車税の非課税の範囲）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の栃木県県税条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において第103条第2項に規定する運行に相当するものとして法施行規則附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第106条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 改正後の附則第26条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用

第28条の2 栃木県県税条例等の一部を改正する条例（平成31年栃木県条例第19号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等

であって栃木県県税条例等の一部を改正する条例（平成28年栃木県条例第48号）第1条の規定による改正前の栃木県県税条例（以下この項において「平成28年改正前の栃木県県税条例」という。）第103条第1項の規定により平成28年改正前の栃木県県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用乗用車等であって、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法第146条（自動車税の非課税の範囲）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の栃木県県税条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までに法の施行地外において第103条第2項に規定する運行に相当するものとして法施行規則附則第5条の2の2に規定するものの用に供されたことがある自家用乗用車等であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第106条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

2 略

し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 3 改正後の附則第27条の2の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 改正後の附則第28条の規定は、令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。
(この条例の失効)
- 5 この条例の規定は、地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第 号)が成立しないとき、その他同法第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定の内容が当該規定に対応する改正後の栃木県県税条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。